

厚生常任委員会

平成20年8月21日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	木田 守彦
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	西川 肇	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
国保医療課長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	清水 昭雄
健康対策課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後1時30分）

署名委員 辻委員、 木田委員

委員長 全員委員が出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会させていただきます。

それでは、本日の会議をただちに開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方より指名いたします。

署名委員には、辻委員、木田委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに1. 継続審査案件であります（1）総合保健福祉会館の運営に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 寺田健康対策課長。

健康対策 委員長 それでは、総合福祉会館運営に関することにつきまして、前回の委員会後の報告をさせていただきます。

前回の委員会では現地視察を、調査をしていただきました。そこで、委員皆様方からいただきましたご意見等につきましては、設計、担当者ともご相談をする中で手直しをする部分につきましては手直しを行ってございまして、7月10日に町に引渡しを受けております。そして、引渡し後保健センターのカウンターでありますとか、屋根下の木材の塗装なども手直しを行いまして、それも現在ほぼ完了しております。備品の購入につきましては事務機器、家具、電気製品、遊具、厨房機器、医療機器の6つに分けまして、6月19日に入札を行い、備品の整備につきましても完了しております。

施設の管理方法につきましては、前回の委員会の質問にもお答えしましたように、総合管理ということで窓口での利用者に対する利用案内、また貸館業務などの管理業務、館の電気、冷暖房、給排水などの設備管理業務、館内外の清掃業務、空気環境の測定、また飲料水の水質検査などの建築物環境衛生業務、植栽への散水、剪定などの植栽維持管理業務などの、全館を一体的に管理して参りたいと考えております。昨日にその入札を執行いたしまして業者が決定をしております。近々、館内外の設備機器の取り扱いにつきまして、設置業者から説明を受けまして、オープンに向け万全の体制で臨みたいと考えております。

次に、総合保健福祉会館の登録団体の受付状況でございますけども、6月より登録団体の受付を行ってございまして8月20日現在、総合保健福祉会館登録団体要綱の第3条の2項の社会福祉協議会において、ボランティアグループを登録されている団体11団体と、小地域福祉会として設立の届けをされている55団体、そして窓口で登録届をされたのが8団体ございまして、合計74団体となっております。

また7月1日からは、会館の各室の使用申し込みを受付を行ってございまして、8月20日現在会議室の使用申し込みが、会議室が19件、大会議室が5件の計24件ございます。

最後に、今後の会館のスケジュールでございますけども、委員皆様方にもすでにご案内をさせていただきましたとおり、竣工式を8月29日金曜日、午前10時からとり行いますので、なにかとご多忙とは存じますがけれどもご臨席のほどよろしく願いをいたします。その日の午後からは地元の小吉田、また小吉田住宅自治会の皆さん、また町内にあります障害者自立支援センターの虹の家、あゆみの家、まーぶるの皆さん方に施設をご覧いただきたいと考えております。

そして翌日の30日の土曜日は、一般の住民の方の見学会を行いたいと考えております。そして31日の日曜日には社会福祉協議会と共に書類等の引越しを予定をしております。

そして9月1日からオープンをするわけでございますけども、9月

はより多くの方に保健福祉会館を知っていただくために、通常保健センターで行っております各種の事業を、このひと月に集中をさせましてより多くの方に足を運んでいただこうと考えております。そのため8月の広報で住民の皆様方に周知を行ったところでもありますけども、特に9月の6日と13日の土曜日につきましては健康対策課、また福祉課の方で臨床心理士の先生の講演会や、子育てに関する講演会、調理実習室でのヘルシー料理教室などの開催を考えておまして、世代を超えて1人でも多くの住民の皆様にお気軽にご来館いただける施設としてPRしてまいりたいと考えております。なおオープン後の管理運営につきましては万全を期してまいりたいと考えております。以上で総合保健福祉会館の運営に関することにつきましての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。
いかがでしょうか。この際ですので、委員の皆様からなにかお尋ねになりたいことがありましたらどうぞ。

吉野委員 やっと、やっとなんていうか、予定通り開館できるようになりました。大変嬉しいと思っておりますけれども、いろんな人とお話したりしてもですね、かなり町の事業に興味のある方々であっても、あそこで何をやっているのかとか、どんなことやるんだとかいう、このような状況がまだまだ続いておりますので、いっきに広報というのは難しいでしょうけども、なかなか広報の文章そのままのきちっと読んでくださる方も少ないようなことでもありますので、またいろんな機会を設けて広報していただきたいと思っておりますし、また地域の、私どもの町内会でもですね、別に設けて1日設けて、一回見学に行きましようかというふうな話も出ていますので、町内会組織なども通じて、きめの細かな、なるべく早い時期に、ああいういいものがあるぞっていうことを町民に周知徹底させた方がいいだろうと思っております。以上です。

委員長 それはご意見ということによろしいですか。要望で、答弁のほうはよろしいでしょうか。

吉野委員 要望で。別に結構です。まああれば。

委員長 ただいまの委員の要望に対しまして、理事者側から何か答弁していただけることがありましたら、お願いしたいと思いますが。

住民生活 委員のおっしゃいます通り、この生き生きプラザ斑鳩におけます事業につきましては、今後広報等でその都度事業の内容等啓発してまいりたいと思っております。特に保健センターの事業につきましては、毎月後ろ側にてひと月の事業内容を、今までも掲載しておりますが、福祉関係につきましても今後おっしゃいましたように広報の方で都度啓発してまいりたいとこのように思っております。

委員長 ただいま吉野委員の方からも出ましたが、自治会なり、色んな団体なり公共施設の見学ということで、申し込みがあれば町の方でそういった対応の方していただけるかどうかという点につきまして、確認をしておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

健康対策 各種団体からそういう施設の見学をさせてくれという申し込みがございましたら、その都度お受けしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長 はい、お願いしておきます。他に、木田委員。

木田委員 前の時に、わしかてちょっと言わせてもうてんけども、とにかくあそこは出入口が一箇所になるわけですね。だからその場合ですな、前の道路も広げられて、そして歩道も付けられたということで、歩く人にとっては安全かもわかりませんねんけども、車がですね、右に出よ

うと思う場合はですね、かなり道が広がったがために、スピードでできて事故が発生する可能性が多いように思われますねんけどね、そのためにカーブミラー付けたってほしいというような要望をこの前の時に言わせてもうたんですねんけど、その設置についてはもうできてますんかな。

福祉課長 今、木田委員さんの方から前回もご指摘いただいた、出入口の正面のカーブミラーいうふうに思います。その件につきましては、町の交通安全対策いうふうな形で協議、福祉課も健康対策課も色々協議しております。その入口の部分につきましては、現在仮のフェンスはしてありますが、それをとりますと見通しもかなりよくなります。歩道もできておりますので、一旦出入口のところには停止線を設けて、必ず出る時にはそこで停止するという線を設けております。その中で、確認する中で見通しもいいということで、現在のところカーブミラーについては、今後の状況もありますが、一応今設置しないで、対策としては停止線を設けて安全確認を必ずできるということで考えておりました、そのように考えております。ただ、今後の状況も見る中で出入口の安全対策という形で再度、必要となればまた検討してまいるという形では考えているところでございますが、現在につきましては設置しないということでございます。その他の横断歩道でありますとか、その周辺のカーブミラーにつきましては、現在その状況も見まして設置をいたしておりました、交通対策については万全を期しているところでございます。また西側1箇所、正面の入口とは別に西側にも出入口がございます。そこにはカーブミラー、前面の道も狭くございまして、またその隣の家の塀がございまして、なかなか見通しも悪いということもございまして、そこを確認いたしましてカーブミラーを設置して、対策として思っておりますので、今後そういう形で万全を期していきたいと考えておりますので、よろしくご理解の程お願いいたします。

木田委員　　そらまあみんな気づけてくれはったらそういう事故は起こらんと
思いますねんけどね、やっぱりあんだけの施設できてですよ、たくさん
利用していただこうと思っただらすね、やっぱり交通安全の面です
ね、この東の方へ出てくる場合はどうしてもやっぱり東の方から西の
方へ向かってくる町道、走ってくる車もああいうふうに整備されてい
ったらかなりスピードだしたら、あっちゅう間に事故が発生する恐れ
もありますのでね、なんとかその点だけを考えていただいてすね、
そういうふうな十分視界はええということであればすね、それでえ
えと思いますねんけど、そういうことのないように、始めからそうい
う考え方、前が人家ということでもなかなかそういうカーブミラーをつ
けるいうのも、なかなか難しい面もあるのかもしれないねけど、と
にかく交通安全の面ですすね、気づけてもらえるように、必ずこの一
旦停止をしてもらうというふうなことね、利用される方に徹底しても
らわなければ、なんぼ町はそんなん見通しええとかなんか言うてても、
事故の起こる可能性って、わりかしそういう直線とかそういうところ
で起こりやすいですよってね、今後またそういう何が起こらないよう
に、徹底してその指導いうたらおかしいけど、利用者に徹底しても
らいたいなということをお願いしておきます。

委員長　　委員の方からそういう要望もあります。それから東から西への車が
スピードをあげるのではないか、いうことの中ではスピード落とせと
いうような標識などの活用という考え方もあるかというふうには思
います。今後も委員がおっしゃられるような安全対策については常に意
識を持って取組んでいただきたいというふうに思いますので、お願い
しておきたいとします。

他に。吉野委員。

吉野委員　　午前中にちょっと人に会うことがありまして、その方は私と同じく
らしい年なんですけども、膝が痛くなってきたと、よくあるパターン
なんですけども、こないだテレビを見ていたら歩行浴によって筋肉を

つけることによってかなり改善する場合もあると、手術に至らない場合もあるというふうなことも聞いたんで、歩行浴に関しては指導員っていうのは毎日ついてくれんのかと、こういう話聞きましたけども、細かい運用の件ですからこの場で解答していただいてもいいし、後でもいいんですがどうですかね。

委員長 歩行浴の使用の仕方ですね。その方でどのように考えておられるのか。西本住民生活部長。

住民生活部長 歩行浴につきましては、現在指導員というより監視員をつけて安全を図るいうふうに考えております。指導員は今のところつける予定はございません。

委員長 という形になります。

吉野委員 かなりきちっとした、ただどこも悪くなくて歩行浴をしてというような人じゃなくてですね、あの歩行浴の場合はかなり膝が痛いとか腰が痛いとかそういう人のために設けられるべきであるし、そういうふうに活用してもらった方がそれはいいんだろうと思いますし、その今朝会った方、実は二人とも膝が痛くなってきたということで、手術受けようか、受けようって思うところもあるし、せっかくそういう町でいい施設ができたならそこで通ってみたいなど、それにはやっぱりさっき言ったように指導員、医師のような人っていうんですかね、なんて言うんですかね、専門的な知識を得た人がついていないとかなり難しいと、ただ歩行浴で歩けばいいんじゃないかと、斜め向かって歩いたり横向いたり色々あるらしいんですよ。せっかくいいものできたから、ここへ入って見たらどうやという話をしたもんですから、またよろしくをお願いします。すいません。そういった方いっぱいいると思うんですよ。

委員長

以前には町の職員として、理学療法士も斑鳩町にはおりましたけれども、現在、町の職員の中にはそういう専門職もおらないという状況のある中で、ただし保健センターの方には保健士、看護師などもおりますが、そういった方々の相談にのりながら、ここの運用ができればいいのではないかなというふうには思いますが、何か今の委員のご意見に対して町の方でお答えできることがあればお願いしたいと思いますが。小城町長。

町長

まあ、今吉野委員おっしゃっていただくように、その方あるいはいろんな方々あると思います。足の間接が痛い、ただその歩行浴がいいのか悪いのか、またこれも一つの議論です。ラジオでもよくNHKで昼の3時頃ぐらいから医者のカウンセリングが出てきてですね、電話を聞いてますと色々と医者へ通うんだけれども、医者そのものがうまくいかないんですということの問い合わせとかいろいろございます。まあその人ひとによって違うわけですから、手術をしようと思うのか、手術をしないのか、まあそういうことによって歩行浴がええのか悪いのか、そこらの判断があると思います。私もやっぱり通常的にやっぱり歩行浴の使える範囲、そういうもので活用いただくっていうのが一番大事じゃないかなと。ただそういう色んな悩みを持っておられる方、そういうことはまずカウンセリング等ございますけども、やっぱりそこらを十分せんと、温めたい温めたいいうて入ってたけどもそれが悪かったという方も何人かはおられるわけですから、色々とこんだけの医学、あるいはそういうものが発達してますからね、色々と方々へ行っておられると思います。そういうことを考えますと、町で福祉会館として行う歩行浴については、一般、通常的にやっぱりそういう来られて、そしてこの歩行浴を利用したいという方が、気持ちよく利用されるという現状を我々としては進めてまいりたいという考えでございます。

委員長

よろしいでしょうか。他に委員の方で何かお尋ねになりたいことは

ございませんか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思えます。

次に、2. 各課報告事項についてを議題といたします。

初めに、(1) 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、報告を求めます。西川福祉課長。

福祉課長

平成20年度一般会計補正予算(第4号)について、住民生活部に係ります補正の内容等説明させていただきます。

資料1をご覧いただきたいと思えます。資料1は平成20年度一般会計補正予算(第4号)の歳入、及び歳出の総括表でございます。これに基づきまして説明をさせていただきます。内容としましては、福祉課また健康対策課所管の補正がございますので、私の方から一括して説明させていただきます。

まず、歳入補正予算であります。諸収入・雑入におきまして、保健事業委託金691万9千円の増額補正であります。これにつきましては、平成20年度から75歳以上の後期高齢者の健康審査を奈良県後期高齢者医療広域連合より市町村が受諾し、実施することとなりました。このため、奈良県後期高齢者医療広域連合より市町村に支払われます保健事業委託金の補正をお願いするものであります。

次に、歳出補正予算でございます。民生費・障害福祉費におきまして、障害福祉内部事務で国庫負担金償還金の1,436万5千円の増額補正であります。これにつきましては、平成19年度障害者自立支援給付費等国庫負担金の超過受入れの償還に伴います補正をお願いするものでございます。また、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営費におきまして、ふれあい交流センターの維持管理の106万

4千円の増額補正であります。これは、ふれあい交流センターの修繕費等がエアコンの室外機等の故障等で当初予算より増えますことから補正をお願いするものでございます。

また、衛生費・健康増進事業費におきまして、健康診査の実施の696万8千円の増額補正であります。

これにつきましては、歳入でご説明しました後期高齢者の健康診査を奈良県後期高齢者医療広域連合より受諾し実施することとなり、当初予算では、健康診査希望者に対しての予算計上をしておりましたが、対象者全員に受診券を送付して、健康診査を実施することになりましたことから、それに必要な費用の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

なお、9月議会にはこの補正予算を提案させていただく予定をしておりますのでご理解の程よろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長

報告が終了しましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。

(な し)

委員長

委員の方からないようですので、私の方から確認とさせていただきますと思います。

この健康審査の実施につきまして、この予算計上されておられる数字につきましてですね、対象者数のどの程度という見込みをたてておられるのか、それと全員に送られたということですが、この制度の中で生活習慣病など慢性疾患のある方についての健診ということが問題になっていたというふうに思いますが、それらの処理ですね、どんなふうに行われるのかということについて委員会でも確認をしておきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

植村国保医療課長。

国保医療
課長

まず後期高齢者健診につきまして、6月に受診券を発送しましたのは、対象者2,610名でございます。その対象者のおよそ35パーセントを今回受診されるであろうという風に見込みまして補正をお願いしているものでございます。前回の委員会でもご説明させていただいたかと思いますが、特定健診とは異なりまして、後期高齢者の検診につきましては、生活習慣病で診療中の方を除くということにはなっております。しかしながら、町の後期高齢者の名簿からでは現在その方が生活習慣病で治療を受けておられるか否かということがわかりませんでしたもので、対象者全員に受診券を送らせていただいたということでございます。なお、県医師会につきましては広域連合の方からそれらの方が健康審査こられた場合には、対象外であるという旨の説明はすでに行っているところございまして、医療の現場でおそらくかかりつけ医のところに行かれることが多いと思いますが、その際、生活習慣病で診療であれば検診の対象外であるということ、医療機関の側で言っていただくということで、お願いしているところでございます。

委員長

医療機関に対して非常に負担をかける問題であるというふうに思います。なかなかこれを選別していくということは難しい作業なのかなというふうに思うんですが、本来なら選別をしないでほしいと私たちは思っているんですが、そういう制度であれば、その制度が行われるにおいて県の医師会、非常に手間がかかるのではないかと、いうふうに思うんですが、町内の医療機関であったり、かかりつけ医となっておられる近隣の医療機関などとも、今後また連絡等しっかりやっていただきたいというふうに思います。できるだけ受けれるようにしていただきたいというのが私たち希望しておるところなんです。制度上、仕方がないこととございますので、制度が運営される中できちんと行われるかっていうことについては、新しい制度です

ので、行政側も気をつけていただきたいというふうに思っております。

委員長 他に委員の皆さんの方でなにかございませんでしょうか。

吉野委員 先ほどの質問と関連したことなんですけども、今町内の理学療法士さんはいないと、いままでいたことがあったんですかね。それはどうして辞めたのか、また今後はどういう方向で。まあできれば。

委員長 申し訳ございません。今、議題になっている問題と少し離れているかと思しますので、もしよければその他の時にまたお尋ねになっていたればというふうに思しますので。

今の点につきましては、また今の議題とは少し違いますので、また後程ということで。あらためまして、ただ今議題になっております平成20年度一般会計補正予算について、何か委員の皆さんの方で質疑がございましたら。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 他にないようですので次に進ませていただきます。

次に、(2)といたしまして、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療課長 それでは、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、平成20年度の後期高齢者医療支援金、老人保健拠出金及び介護納付金、また前期高齢者納付金及び概算交付金の確定に伴うもの、また前年度繰上充用の執行に伴うものでございます。さらに平成19年度の療養給付に係ります負担金、交付金に交付不足がございまして、これを精算し、平成20年度で追加交付を受

けることになりましたことから、これらに係る補正をお願いするものでございます。

それでは補正の内容につきましては、資料2をご覧いただきたいと思います。まず下段の歳出の方からご説明を申し上げたいと思います。

まず第3款、後期高齢者支援金等でございます。後期高齢者支援金の需要費、拠出金の確定に伴いまして、当初予算額との差額であります、1,668万8千円の増額をお願いするものでございます。

第4款、前期高齢者納付金等でございます。前期高齢者納付金の額の確定によりまして、当初予算額との差額16万3千円の増額をお願いするものでございます。第5款、老人保健拠出金でございます。老人保健の医療費の拠出金の確定に伴いまして、当初予算額との差額を1,795万7千円の減額をお願いするものでございます。

第6款、介護納付金でございます。介護納付金の確定によりまして、当初予算額との差額を2,454万2千円の減額をお願いするものでございます。

第7款、共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、462万8千円の増額をお願いするものであります。退職者医療が原則廃止になりまして、前期高齢者に係る医療費の分として拠出金が対象になることから、拠出金の算定方法が変わりましたもので、奈良県の国民健康保険団体連合会で算定をしておいた額としまして、当初予算額に不足が生じたので、この金額の増額をお願いするものでございます。

第12款、前年度繰上充用金でございます。前年度繰上充用を執行いたしましたので、補正でお願いしました予算額との差額272万6千円を減額をお願いするものでございます。

それでは、上段の歳入の説明をさせていただきたいと思います。

第2款、国庫支出金のうち、療養給付費負担金でございますが、1つ目の後期高齢者支援分、現年分と2行目の介護納付金分現年分につきましては、歳出でご説明致しました、それぞれの金額の確定に伴いますもので、それぞれ560万6千円の増額と、834千4千円の減

額をお願いするものでございます。3行目の医療費分、過年度分につきましては、本来であれば19年度で受けます負担金を交付不足がありましたもので、それを精算して追加で交付を受けるものでございます。396万9千円の増額をお願いするものです。4行目の、老人保健医療費拠出金負担金の、老人保健拠出金の額の確定に伴うものとしたしまして、222万3千円の減額をお願いするものでございます。

次に、財政調整交付金ですが、医療給付費分普通財政調整交付金、後期高齢者支援分の普通財政調整交付金、介護納付金分普通財政調整交付金、いずれも歳出でご説明しましたように、歳出の額の確定に伴いますもので、それぞれ580万8千円の減額、148万4千円の増額、220万9千円の減額をお願いするものでございます。

第3款の療養給付費等交付金でございます。平成19年度精算によりまして、この療養給付費等交付金の追加交付を受けるもので、1,508万2千円の増額をお願いするものでございます。

第4款、前期高齢者交付金でございます。7,794万4千円の増額をお願いするものでございます。この費目は、退職者医療制度の原則廃止等医療制度改革によりまして、今年度から設けられた新しい交付金でございますが、当所予算を計上する際に、国が示す基準どおりに行いましたところ、今回、概算の交付金が確定しましたことから、増額の補正をお願いしようというものでございます。なお、この交付金は翌々年度に精算することとなっておりますから、20年度の決算上の金額はこの金額で確定ですけれども、交付金としての最終の確定金額ではないということにつきましては、ご理解いただきたいと思っております。

第5款、県支出金でございます。財政調整交付金で、医療給付費分普通財政調整交付金、後期高齢者支援分普通財政調整交付金、介護納付金分普通財政調整交付金でございますが、歳出でご説明いたしました、それぞれの歳出の金額確定に伴いますもので、それぞれ451万7千円の減額、115万5千円の増額、171千8千円の減額をお願いするものでございます。

第6款、共同事業交付金でございます。歳出で、保険財政共同安定化事業拠出金の補正をお願いしたところですが、このことによりまして、歳入についても同額の増額補正をお願いするものでございます。462万8千円の増額をお願いするものでございます。

第10款、諸収入でございますが、これまでご説明申し上げました、歳出と歳入の差が1億879万5千円ございまして、それを減額するものでございます。

まず、当初予算で赤字分の名目上の歳入として計上しておりました雑入から、5,379万9千円を減額し、さらに残りの差額分を、歳入欠かん補填収入から減額をお願いするものでございます。現行の予算の37億7,680万円に対しまして、歳入、歳出それぞれ2,374万6千円の減額をお願いいたしまして、補正後37億5,305万4千円にするという補正でございます。

以上で、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長

報告が終了しましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。ございませんか。

私の方から一点お尋ねしたいと思いますが、歳出の方で後期高齢者支援金につきまして、増額補正ということになっているわけなんです。当初予算から増やすということについて実際の課税状況とどんな風になっているのかという問題につきまして、ちょっと気になるところなんです。支援金分の計算を以前に出していただいているというふうには思っておりますが、こういう風に増額という形になっていくと、やはりこれまで介護納付金でも本来の徴収をしている納付金分を上回って、結構国保の赤字になってきているのではないかと、それをかなり介護保険も負担になってきているのではないかと、この後期高齢者医療の支援金分についても、私自身もずっと今後きちっとこれは見ていかんといかんというふうには思っているところなんです。今回1,668万8千円という増額補正という形になっているわけなん

ですが、課税との関係の中でそういった状況ですね、収支のバランスの中で、町の方ではどのような見ておられるのかということについて、お尋ねをしておきたいというふうに思いますが。

国保医療
課長

後期高齢者支援につきましては、後期高齢者、全国の後期高齢者全体の費用を、保険者の被保険者数で按分しまして、その保険者が拠出する支援金を定めることとなっております。今、国から聞いておりますのは大体平均で1人あたり4万円程度、平成20年度につきましては後期高齢者の給付月が11ヶ月、4月から2月の11ヶ月ですので約3万7千円、1人あたり3万7千円。平成21年度以降は約4万1千円というふうになっております。それに基づきまして当町の被保険者数等を勘案する中で、予算で、当初の予算で、この後期高齢者支援金として2億9千590万円を計上させていただいたということでございます。今回これが3億1,200万円ということで、国の方から算定が改めてきたということで、今回1,600万円以上の補正をお願いしたわけでありましたが、このような状況の続く中では、やはり国税の算定というのは、2億9千万円を前提としてたてておりますので、国税収入については少なからず影響が出てくるというふうに思っています。ただ、これもあくまでも概算払いですので、翌々年度の精算時に、この1,600万円が本当に必要だったのかどうかという結果が出てきますので、正確にはそれを待たなければならないという状況にはございますけれども、後期高齢者の方が使われる医療費次第ということもありますので、先程の健康審査もですね、積極的に進める中で極力全国で後期高齢者の方が使われる医療費を少なくするということが実現できれば、これらの費用も必要がなくなって、更には国保から拠出する支援金も少なくなれば、ここでもおのずと下がっていくのではないかとこのように思っていますので、後期高齢者の保険給付、医療費については、その方向については十分注意を払っていきたいというふうに思っております。

委員長 介護納付金の時にも、どんどん累積赤字になり、とうとう町では一般会計から補填をしていただくという決断もしていただいた経過もございますが、こうやって市町村が苦しいばかりになってしまう、そしてまた国保の被保険者が能力を超えるような負担になっていくというような制度の中で、町としてどうあるべきなのかということについても、常々問題意識を持って取組んでいっていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

他に委員の方で何かお尋ねになりたいことございますか。

よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、他にないようですので続いて(3)にいかせていただきます。平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、報告を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

その内容につきましては、平成19年度の決算の確定に伴います補正でございます。資料3をご覧くださいと思います。

資料3には、介護保険事業特別会計補正予算の歳入、または歳出の総括表となっておりますので、ご覧くださいと思います。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,161万6千円を増額いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ15億2,151万6千円とするものでございます。その中身といたしましては、まず、歳入予算の補正では、第4款支払基金交付金で、介護給付費交付金におきまして、給付実績に対する法令で定める割合の負担金及び交付金が入っておらず、その交付不足分374万7千円を翌年度精算といたしまして、平成20年度に受け入れるための増額補正でございます。

また、第9款繰越金におきまして、平成19年度決算の確定に伴いまして、介護保険給付関係の歳入、また歳出の差額が、歳入金額の方が多くなったため、その差額につきまして平成20年度に繰り越すことになり、その繰越金額分3,786万9千円の増額補正をお願いするものであります。

一方、下の段でございますが、歳出の補正では、第4款基金積立金におきまして、19年度決算の確定に伴いまして、繰越額から償還金等を差し引きました余剰金を介護保険給付費準備基金へ積立てるため、3,203万5千円の増額補正をお願いするものであります。

また、第6款諸支出金では、平成19年度の被保険者保険料の払戻しと致しまして、第1号被保険者保険料還付金が確定しましたことから、18万1千円の増額補正をお願いするものであります。

また同じく、国庫支出金および県支出金等におきまして、平成19年度の給付実績以上の介護給付費等を国、また県から受け入れておりまして、翌年度清算としまして平成20年度にこの超過交付額を返還することから、償還金として940万円の増額補正をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

なお、9月議会にはこの補正予算を提案させていただく予定をしておりますのでご理解の程よろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。ございませんか。

介護保険に関しましては、この制度が2000年からスタートしまして、3年ごとに見直しをかけていかなければならない部分があると思うんですが、そうしますと来年が2009年にかかってくると思うんですが、今後のこれらの計画の見直しについての見通しですね、どんなふうになっているのか、だいたいそういうスケジュールっていうのか、どんなふうに進めていこうというふうになっているのか、あら

ましだけでもお聞かせいただいとければ、私たちも、厚生委員会としましても、それにあわせてですね、また今後、介護保険について、それぞれの委員もまた勉強していただけるとお思いますので。

福祉課長

今委員長からご質問いただきました、介護保険事業の見直しのことでございます。今、第3期事業計画の最終年度、平成20年度となっております。この平成20年度が第4期事業計画を策定する年度となっております。今、現在介護保険運営協議会等を開きましてその策定等に取りかかり始めたところでございます。まず、1回目の運営委員会を、協議会を7月24日に開催させていただきまして、今後のスケジュール等、各委員さんにご意見等いただきながら、計画を考えていくという形での説明をさせていただいたところでございます。この後、今、委託事業といたしましてアンケート調査でありますとか、今後の給付実績の見込み等を事務局の方で検討いたしまして、この後また審議、運営委員会等開く中で、また委員さんのご意見等もいただきながら今後、第4期事業計画を策定していく見込みとなっております。

今現在はそのアンケート調査の準備にかかっているところでございまして、今後その調査等がまとまる中で、また協議会の日程等も検討しながらでございますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

委員長

わかりました。運協が始まりだしたということですが、以前はこの厚生委員会からも運協へ入らせていただいたりしてた経過もございまして、現在では議会から委員を送らないという中で、運協の状況もよくわからないところもあります。また色々運協の状況などについてのまた報告なども、今後またしていただけたらありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願したいとお思います。

それと繰越金が3,786万ということで、かなり繰越金として出たという形になってはいますが、これについての評価は町としてどのようになさっているのか、お尋ねをしておきたいとお思います。

福祉課長

繰越金につきましてのご質問でございます。先ほど説明でもありましたように、積立金といたしまして3,203万5千円、次年度に積立てということになってきております。これにつきましては、介護保険準備基金に積立てるということで考えております。準備基金につきましては、その事業計画期間に必要な保険料として納められている余剰金等、貯めておく基金でございますので、この計画が終了した時点では基本的には次年度の、次期の計画等の保険料に充当することになるかと考えております。

ただ想定した金額等越えることとなった場合には、介護保険料体制が赤字となりまして、県の財政安定化基金より借り入れるというような自体にもなります。更にはその借り入れた部分を保険料等に上乗せするという部分にもなってしまうかと思っておりますので、保険料が大きく年度で変えなければならないという自体にもなってくると思っております。ですので、この基金に積立てしましたお金の全額等を、次の保険料等に充当するということではなしに、補正も十分検討しながら介護保険運営委協議会の中でご審議していただきたいというふうに考えているところでございます。

またこの余りましたお金につきましては、事業計画、3年計画の19年度は中間年度ということで、本来なら事業計画どおりいくなら100パーセント支出となるところでございますが、19年度につきましては96.5パーセント、事業計画より3.5パーセント下回る結果でございました。その加減で3千万等の余剰金が出てきたところでございます。これにつきましては、18年度で事業制度改革等がございました。その中で色々予防重視型のシステムの確立でありますとか、業者への監視、監査システムの強化とか、色々サービスの質や向上のために、色々整備も改正されました。その中でそういう機能等が働きまして、適正なサービス、給付の実態になったのではないかとということで考えております。

ただ、介護保険認定区分の見直しもございまして、要介護1が要支

援1、2という形で振り分けるということもございまして、当初計画の中ではその振り分けを見込みとしてさせていただいてたところですが、その振り分けにつきましても、実際、計画どおりにはなかなかいっていないところもございまして、3.5パーセントという部分がございまして。

ただ必要なサービスを受けるのに受けられなという状態ではないというふうに考えておりまして、計画よりかなり下がっておりますが、寄付実績等は18年度よりも増えております。総額では増えております。ただ計画よりも3.5パーセント低いという状況でございまして、受けられない人がおられるような状況ではないというふうに考えております。

委員長

最後に課長が、私の一番聞きたかったところを言っていたわけなんです、この今の説明にもありましたように制度が変わったという中で、介護保険という制度があるものの、やっぱり利用できないような状況が制度改革の中で起こってきているのではないかと、制度自体利用しにくくなっているのではないかとかというような、いろんな心配のある中で、この介護保険も進んできているというところで、課長が今そういうふうに評価をさせていただいておりますので、まあ我々としても、今後、町民の皆さんの声を聞きながら、利用状況について、もっともっと計画見直しの中で、把握をしていかなければならないというふうに考えておりますが、町としてもアンケート調査もなさっているということですので、その辺の利用者の状況の把握をきちっとしていただいて、利用十分していただけるように、必要な方に利用していただける制度となるように、努めていっていただきたいというふうに思います。よろしいですか、他に委員さんの方で。ございませんか。

(な し)

委員長

他にないようですので続けて(4)平成20年度斑鳩町後期高齢者

医療特別会計補正予算（第1号）について、報告を求めたいと思います。 植村国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正の内容は、政府・与党におきましてこのたび、この制度の見直し方針が示されました。その中で、市町村において「きめ細やかな相談体制を整備する」という方針が示されておりまして、その相談体制の整備に要する費用につきまして、国の特別調整交付金で措置がされることが決まったものに伴うものでございます。

本町におきましては、これまで広域連合から各市町村に1台しか配布されておりました、広域連合と直接結んでおりますコンピューターの端末機、これを増設いたしまして、保険料等に係る相談等にスムーズに対応してまいりたいと考えておりまして、この端末機の購入経費につきまして補正をお願いするものでございます。

資料4をご覧いただきたいと思います。まず下段の歳出でございますが、第1款の総務費、賦課徴収費で40万7千円の増額をお願いするものでございます。先程ご説明いたしましたようにパソコン、端末機の購入費用でございます。上段の歳入をご覧いただきたいと思えます。第5款、諸収入の雑入ということで、40万7,000円の増額の補正をお願いしたいと考えております。これは、広域連合からの負担金ということでございます。

なお、国の財政特別調整交付金につきましては、国から広域連合に対して交付されるということになっておりまして、それが広域連合を通りまして、各市町村に回ってくるという内容のものでございます。規定の予算額2億8,350万円に歳入、歳出それぞれ40万7千円の増額をお願いしまして、歳入、歳出それぞれ2億8,390万7千円とする予算の補正でございます。

以上で平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

す。

委員長

報告が終了しましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長

そしたら、ないようですので、次に、その(5)といたしまして、後期高齢者医療保険料等に係る見直しについて、報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療

後期高齢者医療保険料等に係る見直しについてでございます。

課長

先ほども少し触れましたが、去る6月12日、政府、与党が後期高齢者医療等に係る見直し方針を示されました。そのうち、保険料に関する負担軽減などに係る内容について、ご報告を申し上げたいと思います。資料の5をご覧くださいと思います。

保険料に係ります内容については、大きく分けまして二つございます。1つ目は保険料の軽減について、2つ目は普通徴収の対象者の拡大についてでございます。

まず、保険料の軽減についてでございますが、(1)平成20年度でございます。まず1つ目は7割軽減世帯を一律8.5割の軽減措置とすることとなりました。2つ目といたしまして所得割を負担する被保険者のうち、所得の低い人、具体的には保険料算定基準所得58万円以下の人、保険料算定基準所得と申しますのは、総所得金額から基礎控除の33万円を控除した金額のことでございます。58万円以下の人につきましては、所得割額を原則一律50パーセントの軽減とするという方針が示されたところでございます。

次に(2)でございますが、平成21年度以降、21年度からの分です。まず1つ目は7割軽減世帯のうち後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下の世帯については、現行の7割から

9割軽減にするということでございます。2点目は所得割を負担する被保険者のうち、所得の低い方、先程の保険料算定基準所得58万円以下の方でございますが、これらの方について、所得割を50パーセント軽減するというところでございます。国の言っている段階では、現在はこの所得に応じて軽減率を変えることも検討というふうに申し出ておまして、具体的な基準は広域連合が決定するとしておるところでございますが、すでにマスコミ等でも報道されておりますように、国が一定の基準案を示しております。それがこの表で表示させていただいた分でございます。必ずしも広域連合がこれを採用するというものではありませんけれども、現在国の方が示している基準案というのは、この表のとおりでございます。保険料算定基準所得に応じて、所得割額の軽減割合が100パーセントから25パーセントの範囲で定まっているということでございます。大きな2つ目といたしまして、普通徴収の対象者の拡大についてでございます。ご承知のように特別徴収、年金からの保険料徴収が後期高齢者の保険で始まっておりますけれども、これについて以下の場合に申し出により普通徴収ができることとされたところであります。まず1点目、後期高齢者医療の保険料でございますが、3月までは、この方たちほとんどが国民健康保険の加入者でありましたところから、その国民健康保険税や料について直近2年間、具体的には18年度、19年度ということでございますが、これに滞納がなく、本人の口座振替により納付する場合には普通徴収とすることができる。また、延滞納付義務者、配偶者または世帯主のことでございますが、そういう方がいる方で、年金収入が180万円未満の方の場合は、その連帯納付義務者の口座振替により納付するといった場合には、特別徴収を停止することができるということになっております。また、これに合わせまして(2)でございますが、国民健康保険税、料につきましても特別徴収の停止というのが示されました。本町の場合、国民健康保険税は10月から特別徴収をお願いするということで、このことについてはご説明も申し上げていたと思っておりますが、これにつきましても過去2年間、国民健康保険税、料に滞

納がなく、口座振替により納付するとされた場合につきましては、特別徴収を停止しまして、普通徴収に変更するということが認められたものでございます。現段階でこれらの事務、私どもの事務の進み具合でございますけれども、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税いずれも、7月の月上旬に保険料、保健税額決定通知書を皆様方に送付しました際に、それぞれに関連する部分について、その内容をお知らせする文書を同封いたしております。また、7月号広報のお知らせ版に、これらの内容を盛り込んだチラシを折り込みいたしまして、広報いたしましたところでございます。

次に、後期高齢者医療保険料の軽減についてでございますが、7月の保険料額決定の通知を送らせていただいた段階では、今回の軽減措置を講じる前の金額で通知をまずさせていただいております。その後7月30日に、奈良県後期高齢者医療広域連合におきまして、関係条例が改正されまして、この保険料の賦課の算定方法の変更が決定したところです。これを受ける形で、対象者となられる方に対しましては、8月19日に保険料額の更正通知、金額が変わりますという内容の通知を発送いたしましたところです。

次に、後期高齢者医療保険料と国民健康保険税の特別徴収から口座振替への変更につきましては、7月の広報、お知らせ以後申込みの受付を開始いたしております。10月の年金からの特別徴収停止については、8月15日を期限と定めまして、受付を終了いたしました。この措置につきましては、今回限りではないことから、今後とも随時申し込みを受け付けまして、その時点で間に合う年金の支払い月の分から口座振替への変更を行っていく手続きをとらせていただきたいと、考えているところでございます。

以上、後期高齢者医療保険料等に係る見直しについての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。委員の方からございませ

んか。

(な し)

委員長

あの、そうでしたらですね、ここに特別徴収から口座振替のことも報告をしていただいたりしてますが、このことも含めましてですね、いろいろ制度が変わってきた中でこの間にいろんな問い合わせが国保医療課の方には多数きてるのではないかなと思うんですが、この間にどういった、行政が受けておられる相談ですね、とか問い合わせとか苦情も含めまして、相当数、担当課が対応しているのではないかなというふうに思っているんですが、それらについて報告をしていただけたらと思うんですが、

国保医療
課長

7月の10日に国民健康保険税と後期高齢者保険料の額の決定通知書及び納付書さらに特別徴収の廃止のお知らせを送らせていただきました。その後、問い合わせが多数入っておりまして次の週の月曜日、7月14日から7月18日の5日間にかけて電話、来庁含めまして557件。それから7月21日は祝日だったんですが、7月22日から7月25日の第2週目の4日間で電話、来庁合わせまして148件、2週間で合計705件の問い合わせを受けたところでございます。

その内容につきましては、まず国保税につきましては、今回新たに設けました後期高齢者支援金分、支援金の課税につきましては、そもそもその内容がどういうものであるということ、それと平均約20パーセント以上の、結果的に国保税の引上げになりましたことから、その金額についての問い合わせいうものがほとんどでございます。中には先ほどご説明しました特別徴収の廃止の問い合わせ。また後期高齢者の主な相談内容につきましては、今回普通徴収の方は初めての通知ということになりますから、改めて保険料算定方法についての問い合わせでありますとか、一旦仮徴収のお知らせをさせていただいてる方からにつきましては、仮徴収額の時と、本算定を行った時との金額の差

が、所得の対象年度が違いますので当然差が出てくるんですけども、それについての問い合わせ、あるいは今回お知らせした当初賦課の意味がどういうものであるのかといった内容でございます。これにつきましても当然、普通徴収へ、年金の特別徴収から移行したいという旨の問い合わせもございました。保険料額等の通知を行った以後についての問い合わせの状況としては以上です。

委員長 他に委員の方から何かお尋ねになりたいことはございませんか。
よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、レジメに書かせていただいております各課報告事項については終わりますが、これ以外に、他に理事者側から何か報告しておくことがございましたらお受けしますが。

植村国保医療課長。

国保医療 国保医療課からご報告させていただきたいことがございます。

課長 国保医療課所属の職員が、勤務中に原付自転車を運転中、別の原付自転車と接触する事故がございましたので、この件についてご報告を申し上げたいと思います。

7月22日、午後2時40分頃、国保医療課所属の国民健康保険税等徴収嘱託員、木下好司が徴収業務中、原付自転車で走行してありましたところ、法隆寺西3丁目地内の交差点におきまして、左折しようとしたところ、ちょうどその方向から向かって走ってきた原付自転車と、出会頭に衝突をしたものでございます。相手方がその際、転倒されまして、負傷を負われたということと、原付自転車を一部損傷したということでございます。当方側につきましては、当たった部分が原付自転車のタイヤ部分であったためと、また転倒もしなかったために、当該職員にけがはなく、私どもの原付自転車にも損傷はございません

でした。

保険会社などの話によりますと、双方に過失割合が生じるだろうということも聴いているところでございまして、現在、そのことも踏まえて示談に向けて話し合いをさせていただいているところでございます。示談が成立いたしました場合には、原付自転車の修理代及びけがの治療代等に係ります当方の過失割合分につきまして、損害賠償の額の決定を行い、また予算の補正を行っていく必要もございます。時期によりましては、専決処分に対応させていただきまして、後に議会にご承認賜るいうふうにも考えておりますので、あらかじめご理解を賜りたいと思ひまして、今回ご報告させていただく次第でございます。

なお、今回の事故は、当該職員の不注意が事故の原因の一つでもありますことから、このようなことが繰り返し起こらないよう、一層注意してまいりたいと思ひますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

委員長 続いて。西川福祉課長。

福祉課長 平成20年度の敬老会について報告いたします。

本年の敬老式典につきましては、9月15日（月曜日、祝日）に、午前10時からいかるがホール（大ホール）で開催いたします。

式典のあと、演芸、劇団侍による大衆演劇等を予定しております。

敬老会の住民周知につきましては、8月号広報によりまして、敬老会開催記事の掲載をいたしており、また公共施設でのポスター等の掲示も行っております。また今後、9月号の広報に敬老会チラシを挟み込み、配布する予定でございます。

昨年は、ハガキによる案内を取りやめたこと等で、参加者が少なかったことから、今年度は広報紙に加えまして、小地域福祉会、民生委員にそれぞれの地域におきまして対象者への声かけ等をお願い致しまして、参加者の増員を図ってまいりたいと考えております。

委員の皆様には、案内を送付させていただいておりますが、ご出席

の程よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 　ただ今理事者側から追加で報告をしていただきましたが、何か委員の方でお尋ねになりたいことは。よろしいでしょうか。

（　　な　　し　　）

委員長 　それでは以上で各課報告事項については、終らせていただきます。続きまして、その他につきまして各委員より質疑等があればお受けしていきたいと思いますが。いかがでしょうか。

木田委員 　今月の始め頃やったと思いますねんけども、憩の家の運営委員会が開催されたと思いますねんけども、その中でですね、要望とか意見、どんな意見があったんかについてですね、お聞かせ願いたいと思います。

町としては、将来的にどういうふうにするかとかいうようなことを、まだ今は決めておられないけども、将来的にやっぱり考えていかんなんというような話も出ておったと思いますので、その委員さんの中からそういう意見も含めてですね、どういう意見とか要望があったんかについてお聞かせ願いたいと思います。

委員長 　憩の家の運協の会議状況についてですが、その時のこと、今報告できますか。

福祉課長 　今、木田委員からご質問いただきました老人憩の家運営委員会でございます。7月の25日に、西老人憩の家で今年度最初の委員会を開催させていただきました。委員会での、委員さんのご意見等ということでございます。開かせていただきまして、老人憩の家の運営状況でありますとか、前回いただきました、修繕等素早くするようというご指摘いただいておりますので、その回答等させていただきます。

終わらせていただいております。また、その憩の家の運営委員会の中での意見としましては、取りだって大きな質問等はございませんでした。そういうことでございます。

木田委員 今、議会からは出ておりませんわな、だからそれに対してあんまり意見もおっしゃらないのではないんかと思えますねんけども、なんか西の家の方でもう修理してくれはったんかどうかわらんねんけど、なんかシャワーから水が出て、なかなか水しか出えへんとかいうような話も聞いてんけど、それはもう直したってくれはったかどうかわりませんねんけどね、私は利用してないからちょっとわからへんねんけど、そういう話聞いてんけど、それはもう直ってますんかな。

福祉課長 西の家のシャワーでございます。給湯等で以前ポンプ等を修理した時に、その配管等ちょっとさわった関係で、シャワーを多くの人が使っていると、同時に使われますと水が出る時があるということで、そんな対応をいたしました。その後、その配管等を色々調査した結果、今現在は給湯をスムーズに行っているところでございます。ただ調査する中でボイラー等もかなり年数が経っておりますので、その辺を今度検討しながら、今後対応できるかかどうかも検討しているところでございます。現在につきましては、シャワー等も出ているというところでございます。

木田委員 まあ、憩の家もね、利用者を増やそうということで色々やってきていただいたと思えますねんけども、お風呂を利用される方はそないにも増えてないと思て、やっぱりああいう囲碁将棋ちゅうんですか、それとかカラオケとか、そういう文化クラブ的なそういう教室みたいなものに結構利用しておられる方が多いんではないんかと思えますねんけども、やはりこれをずっと継続的に運営していくためにはですね、なかなかやっぱりこれから厳しいおりやし、どういうふうにしていったらええのかなちゅうそういうことも、もう近々やっぱり考えていか

なければいかんのではないかなちゆうふうには思いますねんけど、だからそれについてですね、町はこれもう30年は、30年以上経ってんのん違うのかなと思いますねんけど、それについて町はどういうふうには今後対応していこうと思っはんのかですね、それを将来的なことやけども、今現在考えておられるようなことについて、お聞かせ願いたいと思います。

町 長

その時の運営委員会にも、話し合いの中で、雑談ですけども、できた経緯は昭和52年にですね、この地域において、し尿処理場を、西憩の家で、周辺でし尿処理場をつくってと、まあそういうところの補償の中でですね、そういう色んな問題が出てきたと、そして52年に憩の家を造らせていただいた、あるいは西小学校を造ってまいったわけですし、また色々な条件整備等かなりやってきたわけでございますけども、まあ概ね稲葉、あるいは神南あるいは先だっても昭和団地の関係等についても公民館が出来上がったということでございます。ただ問題はやっぱり52年で、出来上がった時には、やはり補償の関係ですから、その周辺の方々のご利用ということで出発をしたわけですけども、やはりこういう時代ですから今は東憩の家、西憩の家と両方ですね、やっぱりご利用いただくと。町は特に今いきいきの里をつくっておりますから、将来的にはいきいきの里等について、今料金も町内については200円ということで、また、あるいは老人クラブとかああいう関係等についてですね、老人会、敬老会には無料券を配布したりですね、させていただいています。かなりいきいきの里も、そういう利用度は増えておるといいますから、将来的にやっぱりもう大掛かりな故障がおこってですね、それを修復していくという時には、やっぱり一定の方向を出さなかったらいついつまでも部分修理、部分修理ということで、もし万が一大きな事故が起こった時やっぱりこれも大変なことでございますから、ああいう場所にですね、大衆の方々がたくさん集まった中で、特にまた60歳以上のお年寄りですから、そういうことも踏まえてですね、対応を十分検討していくと。私はや

っぱりでき得れば将来的にはいきいきの里を中心とした考えで、西憩の家、あるいは東憩の家がやはりもう整備が不能となってくる場合には、そういうことを何年か前に方向づけをやっぱり示して行ってですね、そういう周辺の住民の方々、あるいはまたご利用いただく方々に周知徹底をしてですね、将来的にはいきいきの里をご利用いただくというふうに考えてまいりたい。その時はやはりいきいきの里の料金設定というか、今200円でございますけども、その点についてはまたそういう年齢層の方には配慮していくということも十分踏まえてですね、今後の課題だと私は思っています。

委員長 よろしいでしょうか。その他に、その他について委員の方から何かお尋ねになりたいことございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 先ほどの理学療法士の件、今日お伝え願えれば今日お願いしたいし、それから近隣市町自治体のこういう建物に関するあるいは理学療法士を採用しているか、していないかというようなことは、今わかりますでしょうか。

住民生活部長 理学療法士でございます。過去に職員、理学療法士の職員がおりましたが、自己都合により退職いたしております。その後、介護予防の事業の関係で健康運動指導士をその都度、健康づくり財団に委託して派遣をしていただいております。年間、今、現在約36回の派遣をいただいております。介護予防教室として、はつらつ運動教室、等の事業の指導にあたっていただいております。こういう状況でございます。対象者につきましては、65歳以上の運動機能が低下している高齢者が対象、内容につきましてはストレッチ体操や有酸素運動等を実施、また骨折の防止や加齢に伴う運動機能、機能低下の予防等の改善を図っていただくという目的でその事業をさせていただいております。それから近隣の理学療法士の状況でございますが、それにつきましてはちょっと私の方で把握しておりませんので、ご理解いただき

ますようお願いいたします。

委員長 吉野委員。

吉野委員 私、また近隣などで勉強させていただきたいと思います。それともう一つよろしいですか。社会福祉協議会で生活福祉金貸付制度というのがあると、それから町においては、県もあれで、一人親家庭のしおりと、こういうのを昨日見さしてもらいまして、生活支援で非常に低い利子であるいは無利子で貸し付けしているということなんですけど、この利用状況とか、一般にいわれる貸し付けたけども焦げ付きとか、当然こういうことは出てくるだろうと思いますけども、今わかりますでしょうか。

委員長 ただ今の委員のご質問の中で、たぶん社協さんのことであれば直接今町がすぐ答えられるような状況にはないのではないかというふうに思います。県が行っている事業、窓口が市町村で取り扱いをしている事業なんですけど、これについては利用状況やその後の返済状況っていうのは、今はやっぱりわかりにくいですかね。そしたら、できましたらどうでしょうか委員さん、次の委員会、また開会中に委員会ございますので、次の委員会の時に利用の状況ですね、斑鳩町でどの程度、社協さんとか県のこの制度利用されてる、そしてその後、斑鳩町の利用者で事故が起こってる、そういう事故が起こってるかとか、県とか社協さん全体の中でそういう傾向がどういうふうになってるかとか、いようなお話の報告をしていただくというような形でよろしいでしょうか。

吉野委員 貸し付けした状況がどのような推移になっているかと、それからまあ事故が、事故って言ったらいいんですかね、返済が滞っているという例もあるように聞いております。それからこれよく見ますとかなりクリアしなきゃならない条件があって、その条件をクリアしないと貸

し付けできないということになってましてですね、一つに保証人という制度があります。保証人それから連帯保証人と、これ2名それぞれ町内から必要で年齢は65歳、なるべく65歳までの人とか、かなり厳しいことで、例えばちょっと今月だけ4、5万とかいうような場合もあるわけですよ。これ全部クリアしなければならないっていう、全部クリアしなければ貸さないわけですね、結局。また保証人って例えば私がなんかこういう相談受けた時に、それじゃ吉野さん保証人になってくれはりまっかって言われた場合ですね、議員は保証人になることできるのかどうか、その辺もちょっと、それから議員以外に保証人になることができないもの、例えば警察官とか役場の職員さんとか、そういう人たちも保証人になることはできないのか、切羽つまっている人にとっては、これ条件クリアした上にあと何ヵ月後じゃないとお金が入ってこないというようなことになれば、かなり厳しい制度だなと思ひまして、ちょっとお尋ねしたんです。

町 長

今、吉野委員の問い合わせはですね、特に貸付資金制度と社会福祉協議会でございます。年間3、4件はあるかないかだと思います。というのは今そういう事情等おっしゃってますようにですね、専門学校へ行きたい、あるいは大学へ行きたいけれどもそういう所得がないという中で、色々と調査をされてですね、そういう点で50万円お借りしたいとか、という形は出てまいります。社会福祉協議会で特に5万円とか貸してる制度がありますが、その関係等については、保証人もとりますけどもなかなか回収は不能であるというのが多いです。ただ、まあ県あるいは社協の関係等については、そういう厳しい制度ですから、書類を見てもなかなか厳しいものですから、やっぱり回収率はある程度できていると私は思ってますし、ただやっぱり町会議員さん、あるいは県会議員さんとか、あるいはそういう保証は自由です。できます。できるけども問題は本人が払わなかったら保証人が払いなさいよというけれども、そこまで徹底的にいくのかというところで、今日本の国っていうのはそれが大きな問題なんです。ただ国民金融公

庫とかあるいはそういう厳しいところはやっぱり保証したところに、ハンコついてますからそこに必ず行かれる。ほんでまた弁護士に相談されてもやっぱりそこはあなたが保証して必ず支払うということも決めてるやないかということではいきますけども、なかなか保証してくれません。またなりません。なったらやっぱり自分が責任負わんならんですからね、やっぱりそういうところに、今大きな問題があると思います。なんでもよろしいわ、私が保証しますよと言うてあと本人が払わなかったら私が変わりに払いますよということには、なかなか保証された本人さんは、いや、そんなただ判押してくれと言わただけで、簡単に押しましてんということで終わってしまう。あるいはまたそういうことで、論争が出てくる。そしてまた弁護士まで雇って裁判をするということにはなかなか相なっていないということで、町の社協でやっている制度そのものについてはお借りをされるけども、なかなか回収ができないというような状態でございますし、県、あるいは社協の、県を通じての社協の関係等については割とそういう点では厳しいもんですから、ある程度回収率はいいと思います。

委員長 何かございますか。あつたら挙手してください。吉野委員。

吉野委員 この原資はどこからどのようになっている話もまた後で聞かせていただきます。もう一つ、感想っていうか昨年から厚生常任委員やらさせていただきますまして、この障害者さんと一緒に旅行するような機会があつて、色々勉強になってはいるんですけども、これ感想ですけど障害者さんと一緒に乗って、バス乗りますと、福祉課の方達は大変疲れておるかしてバス乗ったらもう寝てしまうと、降りる時にだけまた皆さん、で、その障害者さんの言うには、福祉課の人みんな疲れてはるんやなど、こういうふうにおっしゃってまして、ああ、そうだろうなどと、一番ストレス受ける商売としては国の公務員さんもそりゃもちろんですけども、一番疲れるのが地方自治体の職員さん方であるというふうにも新聞にも出てましたんですけども、一つまあ体に気をつけて頑

張っていただきたいと思います。以上です。

委員長 他に委員さんの方でその他について、なにかお尋ねになりたいことはございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは他にないようですので、私の方から確認をさせていただきたいというふうに思っている案件がございます。

9月定例会では、決算審査特別委員会が設置される予定ですので、例によりまして、当委員会から2名の委員をあらかじめ選出させていただきたいというふうに考えております。委員を希望される方がおられましたら挙手をお願いいたします。特にございませんか。

(挙手する者なし)

委員長 私の方は、昨年にも続きまして行かせていただきたいと考えております。そして今、複数常任委員会制を採用しておりまして、この当委員会の中では、西谷委員が建設水道常任委員会から決算審査に行かれる予定になっております。そして総務常任委員会から小林委員と辻委員が、そちらの方から出られる予定となっております。ということは、私はまあ行かせていただきたいと思っておりますが、あと1人につきましては木田委員か吉野委員のどちらかに行っていたかかないといけないというふうになっておりますが、どちらかにお願いしたいんですが。よろしいですか。

(挙手する者あり)

委員長 ありがとうございます。

それでは改めて確認をさせていただきます。

決算審査特別委員会の方に出させていただくのに、吉野委員、そして、私、里川ということをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは吉野委員、ご無理申しましたがよろしくお願い致します。

それでは、その他につきましてもこれをもって終らせていただきたいと思います。

以上をもちまして本日の審査案件につきまして、全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

それでは、これもちまして、厚生常任委員会を閉会させていただきます。どうも皆様ご苦勞様でございました。

(午後 3時10分 閉会)